英国における火災リスクアセスメントの導入

▶ 背景

規制緩和の流れの中で、従来の防火安全証明書の申請を必要とせず、関係者自らの責任で安全対策を 行わせることにより「事前規制型」から「事後規制型」へ転換

- →1997年、「火災予防事業所規則」において、従業員の安全確保の観点から、雇用主に対し火災リスクアセス メントの実施を義務付け(対象施設は従業員がいる建築物に限定)
- →2006年10月「火災安全に関する法令の改革命令(以下、「火災安全命令」)」施行により、一般住宅を除くほ ぼすべての事業所等に対しリスクアセスメントの義務付け(※消防機関が主な業態ごとにサンプル提示)

▶ 目 的

火災安全責任者に対し、建築物の火災リスクを低減させるとともに、火災発生時には建築物の利用者等を安全に避難させるために合理的な対応をとることを義務付け

→ その手段として火災リスクアセスメントの実施を義務付け

「防火安全証明書(Fire Certificate)」

・デパート、ホテル等の多くの人々が利用する建築物の火災に対する安全性を確保するため、①避難の手段、②消火設備、③警報設備、④消火設備等の維持管理、⑤従業員の訓練などについて消防機関等の審査を経て防火安全証明書を交付。

防火安全証明書が必要な施設

ホテル及び寄宿舎

- ・収容人員が6名を超える施設
- ・3階以上に宿泊場所がある施設
- ・地下に宿泊施設がある施設

工場、事務所、店舗 及び鉄道施設

- ・20名を超える従業員が勤務している施 設
- ・2階以上に10名を超える従業員が勤務している施設

「火災リスクアセスメント」

- ・対象となる施設は、個人用の住宅以外のほぼすべての建築物など。
- ・火災予防について一義的な責任者(火災安全責任者) を、建築物の所有者、雇用主等と位置付け。
- ・火災リスクの低減と火災発生時に利用者等を安全に避難させるための対応をとることを義務付け。
- ・火災リスクアセスメントは火災安全責任者自らが実施 するか、又は指名したものに実施させる。
- ・消防機関は自ら建築物の火災リスクを評価するのではなく、あくまで火災安全責任者の火災リスクアセスメントを前提に、その内容を査察。

1

英国における火災リスクアセスメントの概要

▶考え方

火災安全責任者自身が火災リスクアセスメントのプロセスを通じ、火災リスクと防火安全対策について認識
→ 常に火災安全を考えるようにすることで、建築物の火災リスクは低減

≻対象者

個人の住居の用に供される住宅以外の所有者、賃借人等一「火災安全責任者(responsible person)」

>義務内容

建築物の火災リスクの低減、発生時における利用者等の安全避難対応等、リスクアセスメントの結果を踏まえ、防火管理等を含む全ての火災安全責任を負う。

- ○防火対象物の用途・規模等に応じ、リスクを最小化するための消防計画の作成、消火避難等の訓練の実施
- ○消防用設備の必要性を判断し設置
 - ※火災リスクアセスメントに基づく設置となるため、設備ごとの設置基準はない。
 - ※警報・避難装置、内装等については建築基準法令で義務付け。

【参考】

〇火災安全命令第9条

- ・火災予防対策を講じるに当たり、建築物の火災リスクや危険因子を特定するために、火災リスクアセスメントを自ら実施するか、又は、指名したもの(コンサルタント等)に実施させなければならない。
- ・ただし、指名を受けた者がリスクアセスメントを行ったとしても責任は施設の権限者(responsible person)にあることに変わりはない。

○火災安全命令第8条

・その結果を受けて、施設の権限者(responsible person)は、合理的に実施できる範囲(as far as reasonably practical)で、従業員、建築物の利用者等の従業員以外の関係者について、火災危険性を除くとともに、残った危険に対応するために適切な予防措置を講じる必要がある。

英国における火災リスクアセスメントの流れ

ステップ	内容	備 考
1	火災危険性の特定	・防火対象物における①発火源②可燃物③酸素供給源を把握する。 例)①裸火、ヒーター等の発火源、②廃棄物や繊維、保管されている製品等の可燃物、 ③換気扇、医療用酸素、工業用酸素等
2	施設利用者の特定	・防火対象物における利用者、宿泊者等の特性を把握する。例)火災危険のある場所の近くの労働者、一人で又は離れた場所にいる者、乳児や子供の保護者、高齢者、自力避難困難者、障害者等。特に火災時に被害を受けるリスクが高い者。
3	火災リスク評価、評価に 基づく除去、低減及び予 防策	 ・建築物の火災リスクを評価し、可能な限り火災危険性を除去又は減少させ、火災リスクの低減を図る。 例)可燃性の高いものから低いものにする、可燃物と着火源とを分離する等 ・その後、残存する火災リスクを評価し、合理的なレベルの火災安全性を確保するために追加的な火災予防対策をとる必要があるかどうかを判断する。
4	火災リスクに関する記録、 計画、指示、情報提供及 び訓練	 ・ステップ1~3までの内容を記録するとともに、それぞれの防火対象物に適した緊急時の計画を作成する。当該施設や隣接する施設に火災が起きたときに、考慮すべき行動を規定し、従業員等に必要な指示を与える。 ・すべての従業員を対象に、建築物の火災リスクに関する情報提供と訓練を、十分に行う。
5	火災リスクアセスメントの 見直し	・火災リスクアセスメントの結果は、定期的に見直し、最新のものとする。・可燃物の量の増加や新たな用途、施設利用者の属性や数の変化等、危険性に重大な変更が生じた場合はその都度実施する。

英国における火災リスクアセスメントの課題~水準の確保

- 防火管理体制の整備や消防用設備の設置等について、法令により事細かに規定するまでもなく、 建築物の火災リスクに応じて実施
- → 建築物の用途や構造の複雑化が進む中で、各建築物の現状に適合した成果を得られることを期待
- 火災安全責任者の理解や能力への懸念、多くの建築物で火災リスクアセスメントを実施している コンサルタントに対する懸念
- → 火災予防対策について法令上具体的に規定されているわけではないため、どのような対策をとるべきかを自ら判断することが必要
- → 責任者やコンサルタントの知識や経験により、建築物の火災安全性が大きく左右されるため、火 災安全責任者自身が、効果的に火災リスクアセスメントを実施するとともに、その結果に基づく対 策を前向きに行えるかが重要
- 火災リスクアセスメントの内容について査察を行う消防機関が、是正措置を含めた効果的な対策 を講じるとともに、市民とのコミュニケーション・広報に力を注ぎ、実効性を向上させていくことが必要

【参考】

関係機関への周知を図るために、以下の11の対象物ごとにリスクアセスメントガイドブックを作成

- ①事務所及び店舗、②工場及び倉庫、③宿泊施設(ホテル、共同住宅の共用部分等)、④養護施設、⑤教育施設、⑥中小規模の集会場(収容300人未満のレストラン、公民館等)、⑦大規模集会場(収容300人以上のショッピングセンター、競技場等)、⑧劇場、映画館等、
- ⑨屋外イベント会場(テーマパーク、動物園等)、⑩医療施設、⑪交通施設(空港、鉄道駅舎、港等)